

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十二号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和二十五年十一月奈良県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「二千七百円」を「二千七百七十円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。